

パートナーシップの宣誓にあたっての確認書

私たちは「三浦市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」に基づく「パートナーシップの宣誓」を行うにあたり、以下の内容を確認したうえで、宣誓を行います。

また、以下の内容が事実と異なることが判明した場合には、宣誓証明書を市に返還いたします。

年 月 日

フリガナ  
氏名 \_\_\_\_\_

フリガナ  
氏名 \_\_\_\_\_

(通称) \_\_\_\_\_

(通称) \_\_\_\_\_

要綱の規定	確認事項(該当事項に☑してください)	
第3条第1号	2人とも、成年に達している。	<input type="checkbox"/>
第3条第2号 (①②どちらかに該当すること)	① 2人とも、市内に住所を有している。	<input type="checkbox"/>
	② 1人が市内に住所を有していて、もう1人も市内への転入を予定している。 (転入予定日: 年 月 日)	<input type="checkbox"/>
第3条第3号	2人とも、配偶者がいないこと及び共に宣誓を行おうとしている者以外とのパートナーシップがないこと。	<input type="checkbox"/>
第3条第4号	2人が近親者(直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族をいう)でないこと。(養子縁組をしている場合を除く。)	<input type="checkbox"/>
その他	利用できる行政サービスの担当課へ宣誓書の情報が提供されることに同意する。	<input type="checkbox"/>
その他	宣誓証明書を返還した場合、利用できる行政サービスの担当課へその情報が提供されることに同意する。	<input type="checkbox"/>
その他	継続使用届出書を提出した場合、協定締結自治体へ継続使用届出書及び宣誓時に提出した書類が提供されることに同意する。	<input type="checkbox"/>

※転入予定の場合は、転入が完了したら、転入後に発行された住民票の写し等を担当課へ提出願います。

※上記の内容が事実と異なることが判明した場合には、宣誓を行ったことで利用できる行政サービスの使用を停止させていただきます。